

「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」「千葉県銚子市沖」
 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問
 （公募占用計画の記載方法に関する質問）への回答

※ ご提出いただいた質問については、本公募占用指針に基づいて公募占用計画を提出するにあたって質問がある場合に受け付けることとしているため、本公募に関係のない質問や本公募占用指針の内容の修正を求める意見、公募占用計画の記載方法以外に関する質問については掲載しておりません。

<区域共通>

番号	該当箇所		質問	回答
1	パブリックコメント	No. 244	外国法人の所在国政府が発行する公式書類には、代表者氏名及び住所の記載のみとなり、生年月日の記載がありません。 この場合においても、外国政府発行の会社設立証明書のみ提出という理解で宜しいでしょうか。	生年月日の記載された公的書類についてもご提出ください。
2	パブリックコメント	No. 245	会社法施行規則第 118 条～128 条に定める事業報告書の内容は、対象会社が公開会社か非公開会社かにより要求される記載事項が異なります。当該外国法人が所在国で非公開会社に該当する場合は、ここで求められる「事業報告書の内容に相当する資料」においても、非公開会社を対象とした場合の内容の資料で問題ないという理解で宜しいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
3	公募占用指針	第 5 章	P18 には、申請者が SPC 参加の場合は、SPC 構成員の中から公募参加者を代表する企業を定め、当該代表企業が公募手続きを行うこと、と指示されています。 一方で、公募占用指針 p21 には「④代理人が公募占用計画を提出する場合には、・・・委任状を提出すること」との記載があります。 SPC にて公募に参加し、公募手続き（公募図書の提出や、提出後の照会対応等）は代表企業ではなく代表企業の親会社が代理人として行う予定をしているのですが、この場合、 ① 委任状は、SPC から代理人へ発行すべきでしょうか、それとも公募手続きを行う者とされている、SPC の代表企業から代理人へ発行すべきでしょうか（委任状を発行すべき者は SPC なのか、代表企業なのか、というのが質問の趣旨です）。 ② 委任状の文言・書式は、様式 3-2-3 を準用すればよろしいでしょうか（様式 3-2-3 は「代表企業以外のコンソ構成員用」と指定されているためお尋ねしています）。	①代表企業から代理人に発行してください。 ②ご理解のとおりです。

4	公募占用指針	第5章	公募占用計画の提出時、代理人提出時は委任状が必要とされているが、SPC 構成員（当該構成員が中間持株会社の場合は、その親会社）の社員（但し SPC の役職員ではない場合）が持参する場合は、SPC からの委任状は必要か。	申請者がコンソーシアムである場合又は SPC 参加の場合は、コンソーシアム又は SPC の構成員の中から代表企業を定める必要があり、代表企業以外の者が公募占用計画を提出する場合は、代表企業からの委任状が必要です。なお、代表企業の社員が持参する場合は委任状は不要です。
5	公募占用指針	第6章	「公募占用計画に必ず記載する協力企業の範囲は元請契約を予定している者とし、」との記載があります。SPC と直接契約を締結する企業は全て公募占用計画に記載するとの解釈で間違いはないでしょうか。	公募占用計画に必ず記載する範囲は元請契約を予定している協力企業（EPC 等に関して協力を求める企業）とするということであり、EPC 等以外に関して元請契約を予定している者は全て公募占用計画に記載する必要があるものではありません。
6	公募占用指針	別添4	SPC による応募の場合で、必要な資金をプロジェクトファイナンス（当該 SPC が借受人）と、当該 SPC 構成員から出資金との組み合わせにより調達することを予定している場合において、 ① 「公募に関する質問への回答」No. 249 に記載のある「表明書」については、公募参加者である SPC の名義で作成するのか、SPC の議決権を持つ各構成員の名義で作成するのか、ご教示ください。 ② ①を SPC 名義で作成する場合、表明書に記載する「調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続き」については、SPC 構成員からの出資金拠出を調達方法として記載し、当該出資金拠出に関する検討状況、今後必要となる手続きを併せて記載するものと理解してよろしいでしょうか。	①『「公募に関する質問への回答」No. 249』とあるのは、『「パブリックコメントへの回答」No. 249』の誤りと思慮しますが、表明書は資金を調達する SPC の名義で作成ください。 ②SPC 構成員からの出資金に関してであればご理解のとおりです。
7	様式集	様式全般	様式 3-1-3（別紙 1）～様式 3-1-21（別紙 18）内の指示は、様式によって記載方法が異なる。例えば、別紙 1, 2, 4, 5, 10, 11 は、様式中に番号があり様式内の章構成に近い指示と読み取れる。一方、別紙 3, 6, 7, 8, 9, 12, 13, 14, 15, 16, 17 は、記載すべき事項の指示のみと読み取れる。 様式によって、指示レベルは異なるため、一概に「可能な限り様式中の番号及び順番に従って記載（記載要領及び様式集 p. 3）」を遵守することが困難である。様式中の記載すべき事項をどこに記載しているかがわかるよう明示する等の工夫をした上で、様式毎の構成を事業者の創意工夫で調整して問題ないか。	わかりやすさの観点から、記載すべき事項について工夫していただくことは妨げるものではありません。
8	様式集	様式全般	印鑑証明書や法人登記事項証明書等を添付する場合、原本は正本にのみ添付し、写し 20 部へは当該資料のコピーで良いという認識で相違ないか。	ご理解のとおりです。

9	様式集	様式全般	<p>様式 3-2-2 公募占用計画認定申請書に、「2. 公募占用計画の添付資料」が記載されている。一方、各書類の必要部数は、「記載要領及び様式集 p.1~2 表 1 提出書類様式の一覧」に記載されている。表 1 に記載がない以下書類については、正本 1 部のみ提出との理解で齟齬ないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑証明書 ・ 定款及び役員名簿 ・ 法人登記事項証明書 ・ 事業報告書等 ・ 納税証明書 ・ 公募占用計画の要旨 	<p>公募占用計画の要旨については、写し 20 部を提出ください。それ以外については、正本 1 部のみ提出ください。</p>
10	様式集	3. 記載内容	<p>「公募に関する質問への回答」No. 143 において「副本を評価するうえで支障があると想定される場合は、「A 社、B 社」のように記載ください。」とあるが、副本を評価する上で SPC 構成員数や協力企業数が多い等の理由で「A 社、B 社、C 社...」との記載では支障があると想定される場合、「代表企業、構成員①、構成員②、協力企業①、協力企業②」のように代表企業、SPC 構成員、協力企業等を匿名としつつ区別して記載することも可能と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
11	様式集	3. 記載内容	<p>「企業を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）は行わないこと」とされていますが、例えば、「〇〇地方を拠点とし、発送配電事業を営む」とあれば自ずと企業が特定されてしまいます。また、事業案件名や、国名や地域名、事業実施年等によっても企業が類推できてしまいます。一方で、これら類推できる記載を伏せてしまうと、特に実績や資金調達に関する記述はほぼ「のり弁」状態となってしまいます。</p> <p>「企業を類推できる記載」について、ロゴマーク以外の事例を具体的にお示しください。また、許容限度について詳細にご教示願います。</p>	<p>社会常識的にみて、明らかに企業が類推できる記載を避けるようお願いいたします。「例えば」で記載した例についていえば、地域名を伏せて発送配電事業を営むと記載する、事業案件名は即座にプロジェクトが特定されるため伏せる等、お願いします。</p>
12	様式集	3. 記載内容	<p>記載要領及び様式集 p.3 「記載内容」において、「企業名は正本のみに記載し、写しには、公募参加者及びコンソーシアム…による構成員の企業名、協力会社、その他本公募に関し特定の応募者への支援・協力をを行う者の企業名及び企業を類推できる記載は行わないこと。」とある。サプライヤーは「” 特定” の応募者への支援・協力」に当てはまらないことから、以下事象は写し（副本）においても企業名を記載して問題ないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サプライチェーン形成計画（別紙 12-1、別紙 12-2）に記載するサプライヤー名 ・ 風車、変電設備等のサプライヤー名 ・ 風車、変電設備等機器の型式番号 	<p>お示しの事象については、記載しても問題ありません。</p>

13	様式集	3. 記載内容	記載要領及び様式集 p.3「記載内容」の最終文章に、「可能な限り様式中の番号及び順番に従って記載すること」とある。一方、様式 3-1-3（別紙 1）～様式 3-1-21（別紙 18）内の指示は、様式によって番号の附番方法が異なったり、番号が飛んでいたりするような附番もある。全体統一感を持って構成が設定しにくいいため、様式内の附番を正しく修正いただけないか。（例えば、1. 2. 3. 4. という附番方法に統一いただけないか）	可能な限り様式中の番号及び順番に従って記載いただきたいですが、構成が困難な場合など、附番を適宜設定いただいても構いません。
14	様式集	3. 記載内容	写しの企業名は黒塗りにするとのことだが、実績等に記載する発電所の名称に会社名が含まれている場合や、役員の経歴に企業の記載がある場合なども黒塗りの対象となるのか。	お示しの例については、黒塗りの対象となります。
15	様式集	3. 記載内容	「本公募に関し特定の応募者への支援・協力を行う者の企業名及び企業を類推できる記載は行わない」とあるが、例えば風車メーカー、機種・型番など、評価に必要と思われる情報も記載しない（黒塗り）の対象となるのか。	お示しの事項については、記載しても問題ありません。
16	様式集	3. 記載内容	提出書類については、「記載要領 P3 第 1 4. 書式等」に定められている事項を除き、装丁を含め、任意の形式で問題ないか。	問題ありません。
17	様式集	4. 書式等	左側 20mm、右側 15mm 程度の余白を設定するよう記載がありますが、両面印刷した場合の裏面は左側 15mm、右側 20mm 程度の余白設定でよろしいでしょうか。	両面印刷した際の裏面は左右逆となるよう設定ください。
18	様式集	4. 書式等	提出書類は「左側 2 点綴じ冊子とすること」とありますが、提出時のファイルの使用可否、また、可の場合のファイルの指定はありますか（キングファイル、紙のファイル等）。	ファイルの使用は可能です。ファイルの形態は問いません。
19	様式集	4. 書式等	1 つの word データの中に A4 と A3 を混在させるのは技術的な側面から多分の時間を要し、また出力する際の勝手も悪いことから、A4 サイズのページのみを記録した word、A3 サイズのページのみを記録した word、それぞれ別データで提出することは可能でしょうか。	可能です。
20	様式集	5. 公募占用計画の受付時における提出書類の編集方法	提案書や添付書類に制限がない為、提案書の情報量が膨らむ恐れがあるものと危惧しております。その為、各様式や添付書類について、審査側で想定されている分量をなんらかの形で示してもらうことは可能でしょうか？	本公募においては一律の目安・上限は示しません。各事業者の適切性が判断できるように必要な情報をご記載ください。また、審査を円滑に行うため、補足説明資料は必要な限りにおいて添付してください。

21	様式集	6. 提出方法	<p>①「表 1 に Microsoft Word の指定があるものは、PDF ファイルに加えて Microsoft Word のファイルも併せて提出すること。」とある一方で、②「その際計算の数式及び他のシートとのリンクが残ったままとし、再計算等が可能な状況で提出のこと。」とされております。しかし、Word では「計算の数式」の表示や「再計算」といった機能は実装困難であり、「他シート」というコンセプトも存在しないように思われますので、②については Microsoft Excel が想定されているようにも見受けられます。例えば「別紙 10：事業の資金計画・収支計画」であれば、記載事項を網羅した Word ファイル（金額などの実数値のみを記載。数式は記載せず、再計算も不可。）を作成しつつ、添付資料として Excel ファイル（数式を表示可能、他のシートとのリンクあり、再計算可能）を併せて提出するなど、適宜 Excel ファイルを利用してもよろしいでしょうか。</p>	<p>計算根拠が Excel でしか読み取れないような項目については、再計算を可能とするために、記載事項を網羅した Word ファイルとは別に Excel ファイルを提出ください。</p>
22	様式集	6. 提出方法	<p>「表 1 にファイル形式の指定がないものは PDF 形式で、表 1 に Microsoft Word の指定があるものは、PDF ファイルに加えて Microsoft Word のファイルも併せて提出すること。その際計算の数式及び他のシートとのリンクが残ったままとし、再計算等が可能な状況で提出のこと」とあるが、パブコメ No. 235 回答には「なお、[6. 提出方法]の括弧書きに該当するファイルについては、PDF 形式のファイルとは別に、Microsoft Word 又は Microsoft Excel のファイルも提出してください。」とある。 各様式に添付して提出する資料については、Microsoft Excel での提出が可能との認識で間違いはないか。 また、Microsoft PowerPoint の形式での提出は可能か。</p>	<p>ファイル形式に MS Word の指定があるものについては、少なくとも記載事項を網羅した Word ファイルを提出ください。必要に応じて、添付資料として Excel または PowerPoint 形式での提出も可能です。</p>
23	様式集	6. 提出方法	<p>3/1 付「公募に関する質問への回答」No. 164 によれば、別紙 10 については、公募専用指針記載要領及び様式集 1 頁表 1 でファイル形式として Word が指定されているものの、Word 及びそのリンク先としてエクセルの提出が求められていると見受けられます。 ①元の計算をエクセルで実施している場合、Word への転記は不要とし、エクセルのみの提出とさせていただけないでしょうか。 ②No. 164 で対象となっている別紙 10 以外に技術関係資料でも、再計算を可能とするにはエクセルが必要となります。別紙 10 以外の資料であっても、No164 の回答と同様にエクセルシートを提出することでよろしいでしょうか。</p>	<p>①ファイル形式に MS Word の指定があるものについては、少なくとも記載事項を網羅した Word ファイルを提出ください。 ②計算根拠が Excel でしか読み取れないような項目については再計算を可能とするために、記載事項を網羅した Word ファイルとは別に Excel ファイルを提出ください。</p>
24	様式集	様式 3-1-2	<p>「1) 公募参加者について 公募参加者（コンソーシアム以外の場合）」には、担当者及びその連絡先の記載欄があります。SPC として公募に参加する場合、当該 SPC は事業を開始していないため現在は無人であり、非常勤役員のみで構成されています。そのため、担当者及び連絡先欄には SPC 構成員もしくはその最終親会社の担当者及び連絡先を記載しても宜しいでしょうか。</p>	<p>親会社のご担当者を記載いただいてもかまいませんが、その旨記載をお願いいたします。</p>
25	様式集	様式 3-1-2	<p>「促進区域内水域等の占用の期間」の記載箇所では「令和 年」と記載があり和暦での記述が求められているが、「令和」と記載のない箇所においては和暦、西暦の指定は無いと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

26	様式集	様式 3-1-2	ここに記載する発電設備の出力について、公募占用指針に記載されている最大受電電力を上回る値よりも大きな値で入力すること自体は問題ないでしょうか（過積載の記載）。すなわち、様式上は上回る記載であってもよいが、実際に実施できる事業規模は公募占用指針に記載の最大受電電力にとどまるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	様式集	様式 3-1-2	実施時期について、余裕をもった運転開始日を設定して記載し、その後運転開始日スケジュール通りに進捗し早まった結果公募占用計画の変更が必要となることを想定し、さらに実際に想定される運転開始予定日を記載するなど、複数記載することが可能でしょうか。複数記載した場合、各日付についてどのように扱われるかご教示いただけますでしょうか。	複数案を記載する場合、最も評価の低い提案をもって評価されることとなります。
28	様式集	様式 3-1-2	3) 6. の「当該発電設備の出力」は系統に流す最大出力の意か。それとも設備出力（風車1基当たりの出力×基数）の意か。	系統に流す最大出力を指します。
29	様式集	様式 3-1-2	「・詳細は別紙○に記載」と記載のある項目は、基本的に3)の表中への記載は不要で別紙に記載すればよいという理解で宜しいでしょうか。それとも、概要を表中に記載する必要がありますでしょうか。	前段のとおり、表中への記載は不要です。
30	様式集	様式 3-1-2	様式 3-1-2（公募占用計画）においては「出資比率」とは別に「議決権保有割合」の記載欄があります。選定事業者として選定された後に設立又は利用する予定のSPCが会社法上の合同会社である場合、合同会社については「議決権」の概念がなく、意思決定に係る権利は出資比率に基づかない定めも可能とされます。同様式において記載すべき「議決権保有割合」とは、合同会社の場合は、「業務執行社員の総数に対する業務執行社員としての各構成員の割合（例えば全部で4社の業務執行社員がいる前提であれば、業務執行社員である同社の割合は25%）」として記載することで良いでしょうか。	議決権に準ずる意思決定における権利の保有割合を記載ください。
31	様式集	様式 3-1-2	各企業の法人の役員氏名を記載する箇所があるが、公募参加者が合同会社であり、当該合同会社の業務執行社員が法人である場合は、パブリックコメント No. 241 及び「公募に関する質問への回答」No. 158 の回答を準用し、業務執行社員名を記載するものと理解してよろしいでしょうか。また、その場合の記載方法は、「業務執行社員 ●●株式会社」と記載すればよく、自然人を記載することを想定した記載例と思われる（役職、氏名、生年月日）については省略するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	様式集	様式 3-1-2	「1)公募参加者について コンソーシアム又はSPC参加の場合」には、担当者及びその連絡先の記載欄があります。コンソーシアム又はSPCの構成員が、最終親会社（＝洋上風力の経験や知見のある従業員、資金力を有する会社）ではなくその100%子会社である中間持株会社の場合、中間持株会社は無人であり非常勤役員のみで構成されています。そのため、担当者及び連絡先欄には、最終親会社の担当者及び連絡先を記載しても宜しいでしょうか。	親会社のご担当者を記載いただいてもかまいませんが、その旨記載をお願いいたします。

33	様式集	様式 3-1-2	<p>公募占用指針第5章(2)1 iv)には「公募占用計画に記載する提出者の住所、事業者名及び代表者名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人に記載、押印すること」と記載がありますが、公募占用計画（様式 3-1-2）には、提出者情報を記載する欄がありません。</p> <p>提出者情報は、下記のいずれに記載すべきでしょうか。</p> <p>① 公募占用計画（様式 3-1-2）「1)公募参加者について」に並列し別途記載欄を設け、提出者に係る情報を記載する。</p> <p>② 公募占用指針第5章(1)2 i)に「代表企業が公募手続きを行う」とあることから、代表企業を提出者とみなし、代理人をたてる場合は代表企業欄の担当者欄に記載する。</p> <p>③ 公募占用指針第5章(2)1 iv)「公募占用計画に記載する提出者の住所、事業者名及び代表者名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人に記載、押印すること」が指している書類は、公募占用計画（様式 3-1-2）ではなく公募占用計画認定申請書（様式 3-2-2）として考える。</p>	<p>③のとおり、様式 3-2-2 に記載していただくことを想定しています。</p> <p>なお、代理人による申請の場合は、委任状に加え、様式 3-2-2 についても適宜欄を追加の上、代理人の住所・事業者名・代表者名を記載・押印してください。</p>
34	様式集	様式 3-1-3	<p>「別紙1：各企業の役割に応じた実績」では、実績を記載するフォーマットが定められています。企業が担う役割によっては、必ずしも規定のフォーマットがそぐわないケースがあるかと思いますが、実績のフォーマットを修正することは可能でしょうか。</p>	<p>表における項目を修正することは可能です。</p>
35	様式集	様式 3-1-3	<p>協力企業がJVの場合、各社それぞれ実績のフォーマットを作成する必要があるのでしょうか。それとも、JVを組成する複数企業一体で実績のフォーマットを記載することは可能でしょうか。</p>	<p>各社それぞれで実績のフォーマットを作成ください。</p>
36	様式集	様式 3-1-3	<p>「別紙1：各企業の役割に応じた実績」に記載する実績は、洋上風力発電に関する実績のみが対象でしょうか。協力企業が行う役割によっては、洋上風力発電に関する実績よりも適した実績がある場合も考えられますので、確認させてください。</p>	<p>当該様式には洋上風力発電に関する実績以外にも記載が可能です。</p>
37	様式集	様式 3-1-3	<p>2021年3月1日に公表された『「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」「千葉県銚子市沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答』No.96において、「1. 発電設備の設置及び運営に係る実績」については、各社の役割に対応する実績1件について評価を行い」とあるが、この1件というのは、必ずしも発電所単位で1件と数える必要はないと理解して良いか。言い換えれば、同地域において類似の自然状況・社会状況のもと、複数の風力発電所を設置し、それら複数の発電所で相対的に産業育成・地域人材の育成等を行ってきた場合、これらをひとまとまりとして1件として良いか</p>	<p>「発電設備の設置及び運営に係る実績」で評価対象とする実績については、発電事業所単位で1件として記載してください。</p>

38	様式集	様式 3-1-3	<p>2021年3月1日に公表された『「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」「千葉県銚子市沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答』No. 96において、「1. 発電設備の設置及び運営に係る実績」については、各社の役割に対応する実績1件について評価を行い」とあるが、この1件というのは、「役割毎に1件」であると理解してよいか。言い換えれば、ひとつの企業が複数の役割を担う場合には、担う役割の数に応じた実績を記載して良く、それぞれが評価対象となると理解してよいか（1つの企業が3つ役割を担う場合は3件の実績の記載が可能でそれぞれが評価対象となる）</p> <p>例えば、ある企業が「運営」の中に含まれる3つの役割を担うとした場合に、当該会社が3つの役割について実績を1つずつ記載した場合、これら当該1社における3つの実績がそれぞれ評価対象になると考えて良いか。それとも1社で3つの役割に対して1つの実績のみが評価対象となり、これら3つの実績のうち最も低いものを評価することになるか</p>	担う役割それぞれに対応した実績を記載することが可能であり、それぞれが評価対象となります。
39	様式集	様式 3-1-3	<p>別紙1「各企業の役割に応じた実績」について、1.にて発電設備の設置及び運営に係る実績、2.にて海洋土木工事に係る実績を記載することとなっている。この点、1の「発電設備の設置」を字義通りに解釈すれば、これに建設段階の一部である海洋土木工事も含まれると解釈されるが、この様式においては、1「発電設備の設置及び運営」のうち海洋土木工事のみ1には記載せず、2に記載するという指示と理解して良いか</p>	ご理解のとおりです。
40	様式集	様式 3-1-3	<p>1. 発電設備の設置及び運営に係る実績 b. 実績の詳細</p> <p>※実績を有することを確認するための資料を添付すること、また「公募占用指針（案）に関する意見募集の結果について」「ご意見の内容及びご意見に対する考え方（区域共通）」の番号630には「契約書または仕様書・関係図面等の写しの提出を想定」とあります。陸上にある変電施設、送電線、通信ケーブル等は発電設備には該当しませんが、これらの設置に関しても実績確認のための資料が必要でしょうか。また、必要な場合、契約書等は必要箇所からの添付でよいでしょうか。</p>	実績として評価を受けるためには、実績を有することを確認するための資料を添付してください。
41	様式集	様式 3-1-3	<p>様式集【様式 3-1-3】別紙1、及び『秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針』49ページ 第8章（5）1）-i）を総合的に考えると、コンソーシアム構成員であるものの、本件における役割分担として特定の役割を持たず、その他のコンソーシアム構成員若しくは事業主体となるSPCを人的補完、技術的補完、財務的補完する役割を担う企業があった場合、当該企業の実績は評価対象となるか。評価対象となる場合、特定の役割に限定されない一般的な実績を様式に記載することで実績の評価対象としていただけるか</p>	事業実施の実績については、コンソーシアム構成員のうち事業実施企業のそれぞれの役割に応じた実績を様式に記載ください。

42	様式集	様式 3-1-3	<p>様式集【様式 3-1-3】別紙 1、及び『秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針』49 ページ 第 8 章 (5) 1) - i) を総合的に考えると、公募占用指針では「洋上風力発電事業の主な行程としては、①風車の設置、②海洋土木工事、③風力発電事業の運営（維持管理を含む。）に分類できるため、これらに係る実績がある場合を評価する。」とあるが、様式への記載としては「②海洋土木工事」には具体的に、基礎工事、アレイケーブル・送電ケーブルの敷設、（あれば）洋上変電所建設工事のみが含まれると解して良いか。</p> <p>その場合、例えばある企業が「海洋土木工事」の中に含まれる 3 つの役割を担った場合に、当該企業が 3 つの役割について実績を 1 つずつ記載した場合、これら当該 1 社における 3 つの実績がそれぞれ評価対象になると考えて良いか。それとも 1 社で 3 つの役割に対して 1 つの実績のみが評価対象となり、これら 3 つの実績のうち最も低いものを評価することになるか</p>	<p>お示しの工事のみが対象となるものではありません。港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に相当する工事を想定しています。</p>
43	様式集	様式 3-1-3	<p>「本事業において発電設備の設置及び運営に係る役割を担う企業名及び複数の企業で分担する場合はそれぞれの役割の詳細」とあるが、(1) の表に記載する実績は、分担する役割毎に実績を記載するのか。</p> <p>例えば、記載のイメージとして、A 社の役割が「発電設備の設置」のうち、①許認可取得、②風況調査、③環境アセスを担当する場合、①～③の実績をそれぞれ個別の表に整理・記載していくという理解で良いか。</p>	<p>前段はご理解のとおりです。</p> <p>後段の記載のイメージについては、ご指摘の例では、A 社が「発電設備の設置」という役割の中で、①、②、③の役割を担う場合は、一つの表にまとめていただいても結構です。</p>
44	様式集	様式 3-1-3	<p>エリア一帯の開発計画に基づく発電所郡も実績の一つとして扱えるか確認させていただきたい。複数の工区や接続契約により構成されるため、電気事業法上では単一の発電所として扱われていない場合も、まとめて一つの実績として表に記載できるという理解で良いか。必ずしも一つの実績＝単一の発電所ではないことを確認させていただきたい。</p>	<p>「発電設備の設置及び運営に係る実績」で評価対象とする実績については、発電事業所単位で 1 件として記載してください。</p>
45	様式集	様式 3-1-3	<p>実績対象としたい工事の含まれる発電所自体は未運開であるが、実績対象とする工事（例えば基礎施工など）は完工している場合、(1) の表に記載することは問題ないか。</p>	<p>実績を有することを確認するための資料があれば、お示しの実績を記載することは可能です。</p>
46	様式集	様式 3-1-3	<p>公募占用計画に記載した協力企業は全て「別紙 1：各企業の役割に応じた実績」に記載する必要があるのでしょうか。</p>	<p>別紙 1 に記載した企業の実績のみ評価対象となります。</p>
47	様式集	様式 3-1-3	<p>ある特定の役割を担う協力企業候補が複数社おり、別紙 1 に複数企業を記載する場合、最も評価の低い企業の実績を評価することとなっています。</p> <p>協力企業が複数社おり、その中の 1 社について、一定の条件を満たす場合にのみ当該協力企業を採用するとした場合、どのように評価されるのでしょうか。当該条件が充足される前提で、その中の最も評価の低い企業の実績を評価することになるのでしょうか。それとも条件は考慮されずに実績を評価されるのでしょうか。</p>	<p>条件の有無に関わらず、記載されている協力企業の中から最も評価の低い企業の実績を評価します。</p>

48	様式集	様式 3-1-4	パブリックコメント No. 297 で陸上にある変電施設等が含まれるため占用区域以外の場所も含めて配置場所を記載するとありますが、「公募に関する質問への回答」No. 156 では促進区域内に設置される海洋再生可能エネルギー発電設備の配置場所を記載とあります。様式 3-1-4 別紙 2 には陸上の変電施設・送電線等の配置を記載すべきでしょうか。2 つの回答に不整合があるように思いましたので、確認させてください。	公募占用計画には占用する区域内に設置する海洋再生可能エネルギー発電設備についてのみ記載ください。
49	様式集	様式 3-1-4	2021 年 3 月 1 日に公表された『秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答』No. 156 の質問「・・・海洋再生可能エネルギー発電設備の配置場所」は陸上の送変電システム等の配置も含まれているかご教示願いたい」に対して、「促進区域内に設置されている海洋再生可能エネルギー発電所の配置場所を記載してください。」と回答いただいておりますが、これは、つまり陸上の設備の配置場所は配置図の中に記載する必要はないという理解で宜しかったでしょうか。 また、様式集には海洋再生可能エネルギー発電設備配置場所の理由についても記載が求められていますが、上記の回答同様、促進区域内の海洋再生可能エネルギー発電設備についてのみ、配置場所の理由を記載することで理解に相違ないでしょうか。（公募占用指針にて定義されている海洋再生可能エネルギー発電設備には、陸上にある変電所、送電線、通信ケーブルも含まれているため、念のため、確認させてください。） つまり、別紙 2 を含む様式集においては、陸上の設備については、配置場所の配置図及びその配置場所の理由を書く必要は無いという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	様式集	様式 3-1-5	記載事項として、「確実、効率的な工事の実現可能性及びその信頼性を示す検討内容及び考え方があれば記載すること。」とありますが、スケジュールの実現可能性、信頼性を示す検討内容を記載する必要があるのは文面通り「工事」段階限定という理解でよいでしょうか。	工事段階以外のスケジュールについても記載が可能です。 なお、実現可能性およびその信頼性を示す検討内容及び考え方の記載は必須ではありません。
51	様式集	様式 3-1-5	「スケジュールとその設定の根拠については詳細を記載」とありますが、関連する情報は様式 3-1-7「当該海洋再生可能エネルギー発電設備の構造」、様式 3-1-8「施工計画」などにも記載する必要があると考えます。必要であれば、同様の内容を複数の様式に重複して記載してよろしいでしょうか。	ご指摘の場合において、重複して記載することは可能です。
52	様式集	様式 3-1-6	「別紙 4 は事業全体の体制を記載するものと理解しているため、別紙 1 では求められていない陸上設備の設置と運営に協力してくれる企業名も記載し、事業実施体制を説明する必要があるか？その場合、それらの企業からの様式 3-2-3 の提出は必要か？」という問いに対し、「ご理解の通りです」と回答されているが、様式 3-2-3（コンソーシアム構成員の委任状）ではなく、様式 3-2-4（協力企業用の関心表明）の提出が必要との理解でよいか。	ご指摘のとおり、必要となるのは、様式 3-2-4（協力企業用の関心表明）です。

53	様式集	様式 3-1-6	様式 3-1-6 (別紙 4) 「1-2. SPC の経営と業務執行、主たる役員の専門分野、経歴等」にて、「業務執行の形態について記載すること」との記載があるが、体制図を示すことで記載要領に定めることになるか。そうでない場合、どのような記載が適切か。また、「事業を実施する会社」との記載があるが、「事業」の意味するところは運転期間中を指しているとの理解で間違いはないか。	体制図を示していただくことで差し支えありません。 「事業」については、建設段階など、運転期間中以外も含まれます。
54	様式集	様式 3-1-6	SPC が合同会社であり、当該 SPC の業務執行社員が法人である場合においては、役員名簿には法人である業務執行社員の名称、業種、沿革等を記載するもので、自然人である職務執行者に関する情報を記するものではないと理解してよろしいでしょうか。(関連質問：パブリックコメント No. 241 及び「公募に関する質問への回答」No. 158)	ご理解のとおりです。
55	様式集	様式 3-1-6	SPC の体制に係る添付書類について、様式自由とのことであるが未締結のドラフトであっても添付することは可能でしょうか。ここでのコンソーシアム構成員間の覚書については、最低限どのような内容を規定する必要があるでしょうか。	様式は自由としますが、記載内容が公募占用計画と齟齬が生じないようにしてください。
56	様式集	様式 3-1-6	様式 3-1-6 (別紙 4) 「1-2. SPC の経営と業務執行、主たる役員の専門分野、経歴等」にて、役員を記載することになりますが、SPC が合同会社である場合は、同様式における「役員」というのは業務執行社員（コンソーシアムの構成員たる法人）のみを意味するのでしょうか。それとも業務執行社員とその職務執行者（個人）の双方を意味するのでしょうか。	SPC が合同会社の場合、「役員」は業務執行社員を指します。
57	様式集	様式 3-1-7	様式 3-1-7 (別紙 5) 「2-1. 構造の概略」および「2-2. 地震、波浪等に関する設計条件の設定方法」の両項目において、「※公募段階においては概略や考え方を示した資料とすることも可能とするが、構造解析を行った結果について記載すること。」とあるが、構造解析を行った結果については 2-1 に記載し、2-2 には設計条件の設定方法のみを記載することで良いか。それとも、両項目において、構造解析を行った結果の記載が必要か。	構造解析の結果について、同一の内容であれば、2-1 にのみ記載いただければ問題ありません。
58	様式集	様式 3-1-7	2021 年 3 月 1 日に公表された『秋田県能代市、三種町及び鹿角市沖 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答』No. 161 の「・・・自営線のルート・立地・設計の考え方に関する記載も別紙 5 にすることで良いでしょうか。」という質問に対して、「別紙 5 には、促進区域内の再生可能エネルギー発電設備の構造について記載してください。」と回答されていますが、これは、別紙 5 に自営線のルート・立地・設計の考え方（工夫）を記載したとしても、評価の対象にならないという理解で宜しかったでしょうか。別紙 5 への記載が評価の対象にならないとすると、別紙 5 を含む様式集においては、自営線のルート・立地・設計の考え方（工夫）を書く必要はないということでしょうか？	陸上の電気工事についてルートの記載は不要です。設計の工夫について評価されたい内容がある場合には関連する様式に記載ください。
59	様式集	様式 3-1-8	施工計画について複数案を検討している場合、いずれの案を採用するか判断基準と共に複数案を併記する事は可能でしょうか。またその場合、様式 3-1-9 「工事の時期（工事工程表）」にも複数の工程案を記載してよろしいでしょうか。	可能です。ただし、複数案を記載する場合、最も評価の低い提案をもって評価されることとなります。

60	様式集	様式 3-1-8	<p>2021年3月1日に公表された『秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答』No. 163の質問に対して、「主要機材ではなく主要資材の記載を求めています。主要と思われるものについて記載願います。なお、ここで記載しているものは例示になりますので、主要機材等も含めて、より具体的な記載をお願いします。」と回答いただいておりますが、様式で記載を求められている主要資材については、調達方法も含めて記載することを想定されておりますでしょうか？「調達方法」は、本様式で求められている「確実、効率的な工事の実現可能性及びその信頼性を示す検討内容」に含まれるものと理解しています。また、主要資材は、洋上風力発電設備を構成する部材を指していると理解しておりますが、本様式で記載すべき「主要資材」の定義をご教示願います。</p>	<p>別紙6は施工計画について記載を求めるものであり、調達契約の契約内容ではなく、具体的に主要資材をいつ、どのように、どう輸送していくか等、といった施工計画の観点から必要事項を記載願います。なお、主要資材とは、少なくともタワー、ナセル、ブレード、基礎を想定していますが、提案する構造・施工方法を勘案し、施工計画、重要と判断する資材について記載願います。</p>
61	様式集	様式 3-1-12	<p>外部格付を取得していない構成企業については、当該構成企業の財務的信用力が合理的に把握可能な資料（本事業に対する出資等の費用負担が親会社の場合は親会社の外部格付や子会社の決算書等）を以て当該構成企業の資金調達体制の適切性を示すことが可能との理解でよいか</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
62	様式集	様式 3-1-12	<p>2021年3月1日に公表された『「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」「千葉県銚子市沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答』No. 21では「陸上変電所等の海洋再生可能エネルギー発電設備以外の施設の撤去費用については、収支計画（場合によっては地域・国内への経済波及）の中で評価の対象となります。」との回答だが、一方で同No. 22の回答では「撤去費用は、海洋における施工費の70%」とされている。つまり「撤去費用」という費目では「海洋における施工費の70%」を計上しつつ、「陸上変電所等の再生可能エネルギー発電設備以外の施設の撤去費用」については別の費目で適切な額を事業計画に織り込むということか？</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

63	様式集	様式 3-1-12	<p>2021年3月1日に公表された『「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」「千葉県銚子市沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答』No. 176では「海洋工事に係る事業費の70%をいくらずつ何年間で積み立てる事業計画になっているかを説明してください。」との回答だが、同質問への回答No. 15では「パブリックコメント No. 79の回答において「撤去費用の額を精査した結果、当初の公募占用経計画に記載した額を超えることもありえます。その場合でも撤去費用は設置者たる選定事業者が負担するものとなります。」との回答となっているが、それを踏まえて70%を超える部分について事業者がリザーブを積むことについては妨げられないという理解で良いか。」との質問に対して「ご理解のとおりです。」との回答となっている。</p> <p>これを踏まえると、仮に70%を超える部分についてリザーブを積むのであれば、「海洋工事に係る事業費の70%」と「70%を超える部分について事業者が積むリザーブ」（70%以上の部分とは別の費目で計上/または明確に分かるようにする）の両方についていくらずつ何年間で積み立てる計画かを説明すれば良いのとの理解で良いか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
64	様式集	様式 3-1-12	<p>2021年3月1日に公表された『「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」「千葉県銚子市沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答』No. 26では「全区域共通」の回答として「本公募における港湾施設の貸付料は、通常の港湾施設の使用料のように使用する港湾施設の面積に応じたものではなく、他の風力発電事業者の出力量比率での按分に応じた額となる」との理解でよろしいでしょうか。」に対して「ご理解通りです」との回答である。</p> <p>一方で、由利本荘沖に係る公募占用指針の別添3の注2「本公募期間中に港湾区域内の洋上風力発電事業者と賃貸借契約を締結する可能性があり、その場合、当該契約の概要は契約締結後に国土交通省HPに掲載する予定である。」と併せて考えると、公募資料提出時点における「他の風力発電事業者」をHPで確認の上（当該他の風力発電事業者の出力もHPに掲載されるとの理解）、貸付料を計算するとの理解で良いか。</p> <p>一方で、同質問への回答No. 236の能代沖に係る貸付料の回答としては「貸付料の毎年度の支払額を設定するためには、他事業者との契約時期・出力量の設定が必要となりますが、この点は各事業者が独自に想定の上、設定ください。なお、極端に妥当性を欠く場合は評価を減じる場合があります。」となっており、同質問への回答No. 26の回答とNo. 236の回答のどちらを優先すべきか。</p>	<p>公募資料提出時点における「他の風力発電事業者」については、確実に貸付料の計算に反映されますので、必ず考慮する必要があります。なお、公募資料提出時点以降において、追加して「他の風力発電事業者」との間の契約がなされる可能性もあるため、その点につき、質問への回答No.236のとおりにご対応ください。</p>

65	様式集	様式 3-1-12	<p>別紙 10 「2. 収支計画」において、「調査設計費用、建設費用、資機材調達費用、O&M 費用、撤去費用（積立内容を含む）、占用料、設備利用率、収入見込を記載した損益計算書」「調査設計費用、建設費用、資機材調達費用、維持管理費用、撤去費用（積立内容を含む）、占用料、地域との共生等に係る費用、設備利用率、収入見込等及びその設定根拠、事業費及び事業費算定の考え方・根拠」と記載されていることから、「調査設計費用、建設費用、資機材調達費用、O&M 費用、撤去費用（積立内容を含む）、占用料、設備利用率、収入見込」は損益計算書、「事業費」は貸借対照表に記載されるべき項目であるかのような記載となっている。</p> <p>しかしながら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に調査設計、建設、資機材調達に係るコストは、損益計算書上の費用ではなく貸借対照表に資産として計上されるものが大半であると思料しており、「～費用」との表現はなじまないものとする。この点、事業者の会計上の判断で費目名を変更の上、貸借対照表に計上することで問題無いか。 ・「事業費」は事業開始後のコストのことと理解しているが、こちらについても費用として損益計算書に計上する性格のものと、貸借対照表に資産として計上されるものがあるとする。この点、事業者の会計上の判断で費目名を変更の上、貸借対照表に計上することで問題無いか。 ・事業者が費目名を変更した場合、様式 10 で記載されている費目名（調査設計費用、建設費用、資機材調達費用、事業費等）をどのように置き換えたかを明記することで、様式で要求されている記載内容に漏れが無いことを説明すべきか。または適切に会計上置き換えてあればその説明は不要か。 	<p>「調査設計費用、建設費用、資機材調達費用、維持管理費用、撤去費用（積立内容を含む）、占用料、地域との共生等に係る費用、設備利用率、収入見込等及びその設定根拠、事業費及び事業費算定の考え方・根拠」は、適切に比較・評価する観点で、様式で指定しているとおりにご記載下さい。</p> <p>「SPC 財務三表」は、事業者の会計上の合理的な区分で差支えありません。</p>
66	様式集	様式 3-1-12	<p>2021 年 3 月 1 日に公表された『「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」「千葉県銚子市沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答』No. 139 では「金融機関からの L0I の内容が評価対象とならず、金額記載も任意であることから、適格な金融機関からの L0I が一通あれば、公募参加資格のうち「2(3) 事業実施のための資金的裏付けがあること」を満たす理解してよろしいでしょうか。」との質問に対して「ご理解通りです」との回答をいただいています。</p> <p>つまり、事業費全額が賄われていない内容の L0I であったとしても、L0I を受領さえしていれば「事業実施のための資金的裏付けがある」とみなされるという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>必要額が賄われていないことが明らかである場合は、資金的裏付けがあるとの判断はできません。</p>

67	様式集	様式 3-1-12	様式 3-1-12 (別紙 10)「3. 資金調達体制」において、金融機関の資金調達力の確認書類として「：金融機関の関心表明及び実績を証する書類 (様式 3-2-7) 及びその添付書類の写し」 「：金融庁の登録を受けた信用格付業者による金融機関の格付けを示す書類 (様式自由)」「：金融機関の自己資本比率等を示す書類 (様式自由)」とあるが、これはいずれかの書類があれば良いという認識で相違ないか (「：」は、「or」を示しているか)。それとも、1 点目の「金融機関の関心表明及び実績を証する書類 (様式 3-2-7) 及びその添付書類の写し」は必須であるが、様式自由の 2 種類については、提出してもしなくても良いという位置づけか。信用格付業者による格付を有していない金融機関も存在するため、確認する次第。	当該箇所の記載はあくまで一例であり、資金調達の体制の適切性が確認できる資料を提出ください。
68	様式集	様式 3-1-12	様式 3-1-12 (別紙 10)「3. 資金調達体制」において、公募参加者の資金調達力の確認書類として「：金融庁の登録を受けた… (略) …長期信用格付を示す書類」と「：公募参加者又はそれらの親会社の純資産の合計額を示した書類」とある。いずれかの書類により資金調達力を有することが示せれば良いという認識で相違ないか。	当該箇所の記載はあくまで一例であり、資金調達の体制の適切性が確認できる資料を提出ください。
69	様式集	様式 3-1-12	様式 3-1-12 (別紙 10) に「供給価格」を記載することは問題ないか。その場合、正本のみに記載し、写し (副本) 及び電子データには記載しない (「●円」とする) ことで良いか。	別紙 10 に供給価格を記載することは可能ですが、ご指摘のとおり正本のみに記載してください。
70	様式集	様式 3-1-12	様式 3-1-12 (別紙 10) の一部として、キャッシュフロー計画書を記載するが、当該計画書は、Excel にて作成するため、電子データ (CD-R 等) においては、Excel 形式かつ再計算等が可能な状態のものを提出すると理解している。当該キャッシュフロー計画書には、「供給価格」が記載されるが、問題ないか (再計算可能な状態を保つためには、当該価格を削除することは困難である)。記載要領及び様式集 p. 15「7. 供給価格」に「電子データには記載しないこと」との脚注があるため、確認したい。	副本である Word ファイルには、●円/kWh と黒塗りで記載してください。 これとは別に、再計算等が可能な状態のものとして、供給価格が記載された Excel ファイルをご提出ください。
71	様式集	様式 3-1-12	「1. 資金計画」についてですが、「事業費」を記載するよう求められています。主旨としては事業費の総額が分かればよく、詳細内訳は不要と理解してよろしいでしょうか。守秘義務等もあり建設費詳細などをご提示することが困難な事情がございます。	事業費の算定の考え方や根拠を記載ください。
72	様式集	様式 3-1-12	収支計画の適切性が把握できる資料の例示として、各種費用が列挙されその設定根拠を示すよう求められています。また、記載要領及び様式集 4 頁目には「再計算等が可能な状態で提出のこと」とあります。 例示された項目の中に、例えば設備利用率がありますが、これは、設備利用率を算出するにあたって使用した各種バックデータの提出も求められているということでしょうか。(この場合、膨大な風況データや計算過程の提出が必要になります。) それとも、結論としての設備利用率の数値と、その根拠となる考え方を示すことで足りるのでしょうか。	ご指摘のとおり、設備利用率の数値及びその根拠となる考え方を示してください。

73	様式集	様式 3-1-12	「2. 収支計画」において、「調査設計費用、建設費用、資機材調達費用、O&M 費用、撤去費用・撤去積立費用、占用料」の記載が求められていますが、費用内訳のメッシュはこのレベルで足りており、例えば、調査設計費用の内訳（地盤調査費〇〇円、風況観測△△円）は不要と考えてよいでしょうか。	費用内訳はご理解のとおりですが、費用の設定根拠についても記載ください。
74	様式集	様式 3-1-12	「2. 収支計画」で指示されている IRR ですが、 ①事業会社が採用する会計年度毎のメッシュで計算すればよろしいでしょうか？ ②3/1 付「公募に関する質問への回答」No. 57 にて、運開初年度を計算の起点とするよう指定されています。そうすると、計算の初年度には、「過去分の調査設計費用や建設費用」などの支出と、営業運転による収入の両方が計上されることとなりますが、そのような理解よろしいでしょうか。 ③上記②に関連しますが、一部の風車が先行的に FIT 売電開始される場合（＝部分運開する場合）、運開初年度とは、最初の風車が FIT 売電を開始した年度でしょうか、それとも風車全基が FIT 売電開始した年度でしょうか。 ④3/1 付「公募に関する質問への回答」No. 57 によれば法人税課税前の元利返済前 CF により PIRR を計算するよう説明頂いています。会計では、通常、各種課税は「租税公課」と「法人税等」に分かれます。「法人税等」には、法人税のほか、地方法人税、法人住民税、事業税の一部等が含まれます。ご説明いただいている「法人税課税前」には、法人税のみならず、これら（会計でいうところの）法人税等に含まれる費目を指しているという意図でしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりです。 ③最初の風車が FIT 売電を開始した年度となります（運転開始予定日は、特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を開始する予定日） ④ご理解のとおりです。
75	様式集	様式 3-1-14、様式 3-1-15	2021 年 3 月 1 日に公表された『「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」「千葉県銚子市沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答』No. 181 の回答では 「・・・なお、公募占用計画に記載された事項について、選定された事業者はその履行義務がございます。」とありますが、これは、事業者が提案書の中で明確にコミットしていない内容（ex. ～を目指します／目標は～です）と様式に記載するのであれば、それに履行義務は生じないと理解しております。その理解で相違ないでしょうか？	明確にコミットしていない内容を記載することは可能であり、この場合、履行義務は生じませんが、評価対象ともなりません。
76	様式集	様式 3-2-2	現在事項全部証明書には役員についての記載もあるため、この写しの提出を以て役員名簿に変えることが可能との理解でよいか。	役員名簿は別途ご提出願います。
77	様式集	様式 3-2-2	法人登記事項証明書は、現在事項全部証明書を提出するとの理解でよいか。	履歴事項全部証明書をご提出願います。
78	様式集	様式 3-2-2	様式 3-2-2 の添付書類「事業者名義の誓約書 ※自己資金による予定の場合」について、誓約書において「①事業実施を自己資金で行うことの方制約に必要な社内手続きを経ている」ことを表明すれば良いとの認識で相違ないか。（例えば、経営会議等の議事録や、決裁書等の添付までは不要と考えてよいか）	出資金相当額の資金が十分にあることの表明書を提出いただくことで問題ありません。

79	様式集	様式 3-2-2	様式 3-2-2 の添付書類に、「金融機関の関心表明及び実績を証する書類※プロジェクトファイナンスを利用する予定の場合」「事業者名義の誓約書※自己資金による予定の場合」とあるが、プロジェクトファイナンスの場合でも 100%ローンとなることは少なく、一定割合自己資金が入るケースが多い。一定割合自己資金が入るプロジェクトファイナンスにおいても「金融機関の関心表明及び実績を証する書類」のみで良いか。それとも、「金融機関の関心表明及び実績を証する書類」と「事業者名義の誓約書」の両方が必要か。	外部からの資金調達を一部/全部の資金の前提とする場合は、表明書においてすでに資金が十分にあることまで表明していただくことは求めませんが、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続を記載してください。
80	様式集	様式 3-2-2	公募占用計画 様式 3-2-2 に記載の「公募占用計画の要旨」（様式自由 A31 枚）について、電子データへの保存については、PDF 形式のみで問題ないか。原データ（Word、PPT、illustrator 等）での保存も必要か。その場合には、ファイル形式の指定があるか。	PDF 形式のみで問題ありません。
81	様式集	様式 3-2-4	公募計画上で重要な役割を担う大学等の教育研究機関から関心表明書を取得する場合も様式 3-2-4 に従う必要があるか。その場合、教育研究機関において印鑑証明書は必ずしも一般的ではないと聞かすが、添付書類として必須となるか。	原則印鑑証明書の添付をお願いいたします。 印鑑証明書の添付が困難な場合は、定款の写しを添付ください。
82	様式集	様式 3-2-4	「【様式 3-2-4】関心表明書（協力企業用）」よりも具体的な書面として、合意内容や役割分担に関する一定の合意を覚書として書面で交わす場合には、その覚書を以て「【様式 3-2-4】関心表明書（協力企業用）」を代替することは可能でしょうか？	覚書を添付することは可能ですが、所定の様式を用いて作成の上、ご提出ください。
83	様式集	様式 3-2-4	関心表明書（協力企業用）書式に関して、必要添付書類に印鑑証明書とあるが、海外の企業から関心表明を取得する際、印鑑及び印鑑証明の取得が難しい場合の代替方法としてたとえばサインのみをもらうことでも関心表明書の有効性に変わりはないという理解でよいでしょうか。	「第 1. 4. 書式等」に記載のとおりです。
84	様式集	様式 3-2-4	協力企業が外国法人である場合において、 ① 代表者名欄の印につきましては、当該協力企業の代表権を持つ者の署名にて代用可能と理解してよろしいでしょうか。 ② 署名については当該外国法人が所在する国における公証が必要でしょうか。 ③ 添付書類として指定されている印鑑証明書につきましては、パブリックコメント No. 243 のご回答のとおり、当該外国法人が所在する国の公的機関が発行する会社の存在が証明できる書類とその日本語訳にて代用可能と理解してよろしいでしょうか。 ④ ③の日本語訳につきましてはパブリックコメント No. 242 のご回答のとおり、翻訳証明は必須ではないが、日本語の内容が優先するため公募参加者の責任において内容の確認をするものと理解してよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②公的機関、公証人または弁護士が発行した署名証明書を提出ください。 ③署名により代用する場合は署名証明書を提出ください。 ④ご理解のとおりです。
85	様式集	様式 3-2-4	様式 3-2-4 関心表明書（協力企業用）の添付資料である印鑑証明書は、公募占用計画提出前 3 箇月以内に発行された原本を添付するものと理解してよろしいでしょうか。（上記の理解は、公募占用指針 p. 22 の公募参加者の法人登記証明書に関する記載を参考にしたものです。）	ご理解のとおりです。

86	様式集	様式 3-2-4	Form3-2-4 において協力企業の代表者が外国人の場合に当該外国人から印鑑証明書の代替物として署名証明書を取得する場合の扱いについては、法務省の商業・法人登記の次の URL に記載される通達 (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00104.html) と同様の扱いと考えてよいでしょうか？法務省の通達では明示的には認められていないようですが、新型コロナウイルスの影響で国家間の移動が困難であることに鑑み、A 国籍で B 国に居住する代表者が本国でも居住地でもない無関係の C 国で公証人による署名証明書を取得することも許容していただけますと幸いです。	署名証明書の様式は自由です。 無関係の C 国の公証人による署名証明書の提出も可能とします。
87	様式集	様式 3-2-4	記載要領及び様式集 3 ページ 4. 書式等において「言語は日本語」と記載されておりますが、Form3-2-4 において協力企業が外国企業の場合に当該協力企業に「名称」「所在地」「代表者名」を埋めて頂くことを考えており、こちらの「名称」「所在地」「代表者名」は全て日本語（カタカナ）に訳する必要がありますでしょうか？例えば、「名称」がアルファベットしかない会社で ABC, Incorporated の場合、ABC, Incorporated とアルファベットのみで記載することが許容されるのか、エービーシーインコーポレーテッドとのみ記載する又は ABC, Incorporated（エービーシーインコーポレーテッド）と併記すべきなのか等。	お示しの事項等、固有名詞に限り英語での記載でかまいません。
88	様式集	様式 3-2-7	2021 年 3 月 1 日に公表された秋田県由利本荘市沖（北側・南側）の「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答」187 番において、様式自由とされている書類について、押印の有無により評価に差を設けないとあるが、様式自由とされている他の書類（「コンソーシアム構成員間の覚書、株主間協定案、等」（記載要領及び様式集 22 ページ）、「公募参加者の資金調達力の確認書類」（同 28 ページ）、「金融機関の資金調達力の確認書類」（同 28 ページ）、「事業者名義の誓約書」（同 39 ページ））についても同様の理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
89	様式集	様式 3-2-7	添付資料に記載されている「1. 金融機関からの関心表明書又はコミットメントレター（様式自由）」は、原本の提出が必要でしょうか。それとも、正本への添付も含め写しでも差し支えないでしょうか。	写しの提出で問題ありません。
90	様式集	様式 3-2-7	金融機関の関心表明及び実績を証する書類に関し、金融機関からの関心表明書及びコミットメントレターの宛先はコンソーシアム又は SPC のいずれでも問題ないでしょうか。SPC 参加の場合であっても、SPC の設立は公募占用計画の直前になるため、コンソーシアム宛に関心表明書及びコミットメントレターを出していただくのが現実的だと思います。	当該関心表明書が、設立された SPC に対しても有効であることを説明できる資料を添付してください。